

レンタル総合サポート制度



志摩機械株式會社

2018年4月1日版

目 次

ご挨拶	1
志摩機械のレンタル総合サポート制度について	2
自動車サポート	3
動産サポート	7
賠償責任サポート	9
志摩機械のレンタル総合サポート制度 共通免責規定	12
サポートできない事故例(図解)	13
万一事故が起こったときは	14
資格一覧表	15
免許制度の変更による貨物車(トラック)の免許区分	16
ご注意	17
営業所一覧	18

ご 挨 拶

ユーザーの皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は志摩機械株式会社に格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。

さて、昨今では相次ぐ建設機械・車両等の盗難事故や、工事現場における建設機械(運行中の車両)の破損事故・人身事故等が多数発生しております。そこで弊社ではユーザーの皆様の賠償負担を軽減すべく、「総合補償制度」を設け、ご利用いただいてまいりましたが、この度、名称新たに内容を一部変更しました「レンタル総合サポート制度」として2018年4月1日より運用を開始いたします。

弊社のレンタルサービスと新しいレンタル総合サポート制度を併せてご利用いただくことによって、皆様の建設機材調達や事故処理など現場運営のお役に立つものと確信しております。

何卒、皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

レンタル総合サポート制度について

志摩機械では、レンタル総合サポート制度をご用意しております。全てのレンタル機械及び車両に対するサポート料(自動車サポート料・動産サポート料)は、レンタル料とは別途に請求させて頂きます。但し、一部対象外商品及び対象外作業・工事・現場は除きます。

志摩機械のレンタル総合サポート制度は大きく下記の3種類に分けられます。

- 自動車サポート** … レンタル車両(ナンバー付車両及び建設機械)使用中における車両損害事故及び賠償責任事故をサポートします。
- 動産サポート** … レンタル機械(ナンバー無商品)使用中により発生した不慮の事故による損害をサポートします。
- 賠償責任サポート** … レンタル機械(ナンバー無商品)使用中に第三者へ損害を与え、法律的に損害賠償請求が発生した際、その賠償金をサポートします。
(動産サポートの付帯サービス)

【サポート期間】

弊社出庫日から弊社入庫日までが対象となります。

【サポート料】

自動車サポート料と動産サポート料に分かれており、サポート期間の全日数分を請求させて頂きます。詳細は、別途資料「サポート料・お客様負担金一覧表」をご参照ください。

【レンタル総合サポート制度の対象となる方】

レンタル総合サポート制度に加入して頂いたお客様、及び弊社又はお客様が使用を許可した下請業者様等。

【第三者】

レンタル総合サポート制度の対象となる方が偶然な事故により損害を与え、法的な賠償責任を負担しなければならない場合、その対象となる他人。

【お客様負担金】

サポート対象事故の際、お客様にご負担頂く金額です。(1事故毎にご請求させていただきます。)また、同一現場で、2回目以降の盗難事故の場合には、お客様負担金が2倍となります。

【休業損害】

レンタル機械及び車両の修理期間中の休業損害(休車損害)についてはお客様にご負担していただきます。

【対象外】^(注1)

- ✓ 商品 … ガードマンボックス、ノチタンク、ハウス、トイレ、キャプタイヤ敷鉄板、保安用品(一部除く)。
- ✓ 作業・工事・現場 … 船上作業、海上工事、トンネル工事、地下工事、縦坑内作業、その他危険度の高い現場の事故。

(注1) 対象外商品・作業・工事・現場では、サポートの対象となりません。詳細は弊社営業担当へお問合せ下さい。

自動車サポート

【自動車サポート】 レンタル車両使用中における車両損害事故及び賠償責任事故をサポートいたします。(Wレンタル車両の場合は、調達元のサポート制度の内容通り)

対象機種	サポート内容 ※詳細は3～6ページ参照		お客様負担金	
レンタル車両 (ライトバン、軽ダンプ、軽ワゴン、ダンプカー、高所作業車トラック式、クレーン付トラック等)	車両サポート	盗難・全損は時価額	別紙サポート料 お客様負担金 一覧表の通り	
		部分損害はその実損額		
	対人賠償責任サポート	無制限	0円	
	対物賠償責任サポート	1,000万円	3万円	
ナンバー付建設機械 (タイヤショベル、ローラー等)	搭乗者 傷害 サポート	死亡・後遺障害	0円	
		入院日額		7,500円
		通院日額		3,000円
	自損事故サポート	最高1,500万円	0円	

※ 搭乗者傷害サポートと自損事故サポートについては、労災保険・労災上乗せ保険等が優先され、その不足分をサポートするものです。

※ 小型特殊機械(市町村ナンバー)については自賠責保険のみとします。

* 休車損害

上記お客様負担金とは別に、レンタル車両の部分損害事故修理期間の休車損害(修理期間相当分のレンタル代金)をご負担いただきます。但し、全損・盗難事故の休車損害については2か月相当分のレンタル代金を別途請求させていただきます。なお、前回の全損・盗難から1年以内に全損・盗難事故が発生した場合には、休車損害を倍額とさせていただきます。

* サポート対象事故

《車両サポート》

1. レンタル車両を通常の運転中(注2)に発生した事故による損害。
2. レンタル車両を保管中及び使用中における火災・水災・風災・落雷による損害。
ただし、地震による火災、津波などは対象となりません。
3. レンタル車両を保管中及び使用中における盗難(注3)・いたずらによる損害。

(注2) 通常の運転中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での運転中に発生した事故であり、故意又は、無理な運転により発生した事故については、通常運転中の事故とはなりません。

(注3) 盗難とは警察への届け出を行い、警察にて盗難事件として受理された事故です。

《対人賠償責任サポート》

レンタル車両を通常運転中に、第三者(他人)に対して発生した損害に対し、負担すべき法律上の賠償責任(対人賠償責任サポートで定めるサポート範囲内)をサポートいたします。

《対物賠償責任サポート》

レンタル車両を通常の運転中に、第三者(他人)の財物に対して発生した損害に対して、負担すべき法律上の賠償責任(対物賠償責任サポートで定めるサポートの範囲内)をサポートいたします。

《搭乗者傷害サポート》

レンタル車両の正規の乗車装置に通常乗車中の方が事故によって死亡されたり、身体に後遺障害または傷害を被ったときにサポートされます。但し、お仕事中の事故の場合には、労災保険・労災上乗せ保険等が優先され、その不足分をサポートするものです。

※入院及び通院は事故日より180日以内に限り、尚且つ通院は90日を限度とします。

※後遺障害のサポート内容は、傷害の程度によりお支払の額が異なります。

《自損事故サポート》

電柱に衝突したり、がけから転落する等の自損事故で、運転者又は搭乗中の方が死傷し、自賠責保険による保障が受けられない場合にサポートいたします。但し、お仕事中の事故の場合には、労災保険・労災上乗せ保険等が優先され、その不足分をサポートするものです。

= サポート対象事故例 =

1. 交差点内を青信号で直進した際、右折して来た対向車と接触し、双方破損した。
(対物賠償責任サポート/車両サポート)
2. 雨天高速道路走行中、わだちにハンドルをとられ側壁に接触し、車体を破損させた。
(車両サポート)
3. 車両走行中、飛び出してきた通行人と接触しケガを負わせた。
(対人賠償責任サポート)
4. 赤信号で停止中、後続車に追突され運転手がケガをし、治療の為7日間入院した。
(搭乗者傷害サポート)

* 主なサポート対象外事故

※ 12ページ「レンタル総合サポート制度主なサポート対象外事故(共通)」参照。

サポート内容	主なサポート対象外事故
車両サポート	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの(作業油・オイル・冷却水・安全装置等)。 2. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。 3. 車両もしくは車両に付属する機械の能力を超えた使用(クレーンの吊上げ重量制限を超えた等)、及び不適当な使用(用途外使用)による損害。 4. 許容加重を超えた作業や、高所作業のブームで鉄骨等を押さえる・支える等の作業で生じた損害、取扱説明書等によらず、作業者が独自に判断した結果生じた破損・事故等。 5. 不適当な管理状況(鍵をつけたままでの放置等)での盗難による損害。 6. タイヤ等消耗品、管球類(ライト等)、荷台及びあおりの損害。 7. トランスミッション(変速機)単体の損害及びクラッチ版等の磨耗焼付による単体の損害。 8. 積載重量オーバー(過積載による事故)。 9. 故障損害やその他電氣的・機械的による損害(お客様の不注意によるエンジン焼付け等)。 10. 欠陥・磨耗・腐食・さび・かび・虫食いその他自然の消耗による損害。 11. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害。 12. 凍結による損害。(ラジエーター等) 13. 詐欺、横領による損害。 14. 所轄警察への届け出がなかった場合。 15. 部品の部分盗難(タイヤ、バッテリー、ナンバープレート、ドアのみ盗まれた等)。 16. 転落事故等による、車両の引き上げ費用(クレーン代等)・廻送費用・入れ替え費用等。 17. 道路交通法違反が原因での損害。(高さ制限を超えた事故等を含む) 18. クレーン付車・高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しない事により発生した損害。 19. 対象自動車の使用についてレンタル総合サポート制度の対象となる方の承諾を得ずに使用中に起きた事故。 20. 軟弱地盤でのアウトリガー・ジャッキ下に敷板を使用しなかったことによる損害。 など
対人賠償責任サポート	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法的な賠償責任額を超える分の損害およびサポート制度の限度額を超える損害。 2. 事故を起こした本人と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合。 3. 加入者の会社及び同じ現場内の他社(下請、元請、施主等)が所有・使用・管理する財物に生じた被害。 4. 運転者の会社(JV及び協同作業従事者を含む)及び個人が所有・使用・管理する財物の破損損害。 5. 運転者またはその父母・配偶者・子供・同居の親族が所有・使用・管理する財物に生じた損害。 6. お客様の請負っている工事対象物そのものの損害。(建築中の建物を破損した等) 7. 当事者間のみで示談してしまった場合の賠償金。 8. 人身事故で所轄警察へ人身事故届がだされていない場合。(対人) など

（【自動車サポート】の続き）

サポート内容	主なサポート対象外事故
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">搭乗者傷害サポート</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労災保険適用の範囲(労災事故では、労災保険が優先されます。) 2. 治療に要した実費。 3. 医学的他覚所見のない後遺障害または傷害。 4. 明らかな重過失により本人に生じた後遺障害または傷害。 5. 正規の乗車装置以外(バケット内・荷台等)に乗車中の事故による後遺障害、又は傷害。 6. 脳疾患・疾病または心神喪失によって本人に生じた傷害。 <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自損事故サポート</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労災保険適用の範囲(労災事故では、労災保険が優先されます。) 2. 無免許運転又は酒酔い、麻薬等の影響により、正常な運転ができない恐れがある状態で、運転している場合にその本人について生じた傷害。 3. 自殺やけんか、又は犯罪等によってその本人について生じた傷害。 4. 対象自動車の使用について、レンタル総合サポート制度の対象となる方の承諾を得ずに搭乗中に起きた事故。 5. 脳疾患・疾病または心神喪失によって本人に生じた傷害。 <p style="text-align: right;">など</p>

＝ サポート対象外事故例 ＝

1. クレーンの格納を怠り、トンネルにクレーン部分をぶつけ破損してしまった。
2. 積載荷重オーバーした車両が走行し、カーブを曲がりきれずに横転してしまった。
3. レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ、現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった。
4. 除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった。
(場合によってはサポート対象となるケースもございますのでご連絡ください。)
5. エンジンの不調がわかっていたにもかかわらず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった。
6. レンタル車両のタイヤがパンクしてしまった。

動産サポート

【動産サポート】 レンタル機械使用中により発生した不慮の事故による機体損害をサポートいたします。

対象機種	サポート内容	お客様負担金
別紙のサポート料お客様負担金一覧表の通り (登録ナンバー付車、土留材、事務所備品、一部軽機械等は対象外)	サポート金額 時価額 レンタル中の機械が、破損・盗難等・偶然な事故による損害をサポートいたします。	別紙サポート料お客様負担金一覧表の通り

※ 自走式建設機械・軽機械・小物類等（登録ナンバー付車両・対象外機種等を除く）

※ 登録ナンバー付車両は、自動車サポートにてお受けいたします。

* 休業損害

上記お客様負担金とは別に、レンタル機械部分損害事故修理期間の休業損害(修理期間相当分のレンタル代金)をご負担いただきます。但し、全損・盗難事故の休業損害については2か月相当分のレンタル代金を別途請求させていただきます。なお、前回の全損・盗難から1年以内に全損・盗難事故が発生した場合には、休業損害を倍額とさせていただきます。

* サポート対象事故

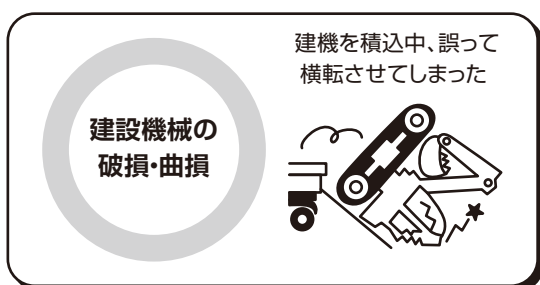
1. レンタル機械の通常作業中に発生した事故(注4)による損害。
2. レンタル機械を保管中及び作業中の現場内における火災・風災・落雷による損害。
ただし、地震による火災、津波などは対象となりません。
3. レンタル機械の保管中及び作業中の現場内における盗難(注5)・いたずらによる損害。
4. レンタル機械の運送中の事故による損害

(注4) 通常作業中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故をいい、故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

(注5) 盗難とは警察への届け出を行い、警察にて盗難事件として受理された事故です。

= サポート対象事故例 =

1. 作業中に油圧ショベルが前進すべきところを操作ミスで後退してバランスを崩して横転し、キャabinを破損してしまった。
2. 現場で施錠保管していた建設機械が盗難されてしまった。
3. 運送中、交通事故に遭いロープが切れて発電機が荷台から滑り落ち破損してしまった。
4. 現場で保管していた油圧ショベルが放火され、全焼してしまった。
5. 油圧ショベルで作業中、誤ってアームをぶつけてしまい破損してしまった。



* 主なサポート対象外事故

※ 12ページ「レンタル総合サポート制度主なサポート対象外事故(共通)」参照。

サポート内容	主なサポート対象外事故
動産サポート	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの。(作動油・オイル・冷却水・安全装置等) 2. 詐欺・横領、窃盗、強盗等の不誠実行為による損害。 3. 不適当な管理状況(鍵を付けたままでの放置等)での盗難による損害。 4. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。 5. バケット、ツース等消耗品や管球類(ライト等)の損害。 6. 凍結による損害。(ラジエーター等) 7. 電氣的・機械的による損害。(お客様の不注意によるエンジン焼付け等) 8. 欠陥・磨耗・腐食・さび・かび・虫食い、その他自然の消耗による損害。 9. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害。 10. 燃料の種類及び混合比を間違えたことによるエンジンの焼付け損害。 11. 所轄警察へ盗難届けがない場合。(盗難事故時) 12. 置き忘れ、紛失による損害。 13. 部品の部分盗難。 14. ガラス・タイヤ・ゴムキャタピラ・ゴム製品・ベルト・ベルトコンベアの単独破損。 15. 船上作業、海上作業、トンネル工事、地下工事、縦坑内作業、その他危険の高い現場の事故。 16. サポート対象外商品の事故。 17. 転落事故等による、機械の引き上げ費用(クレーン代等)、廻送費用・入れ替え費用等。 18. 危険行為による損害。(事故が予見できる行為) 19. 運送中の機械の不完全な固定、積載方法の不備・規則違反等による事故の損害。 20. 過積載による事故。 21. 高さ制限箇所での不注意事故。(高さ制限確認不足、ブームの格納忘れ等) 22. 水災による損害。 <p style="text-align: right;">など</p>

= サポート対象外事故例 =

1. クレーン仕様油圧ショベルでの吊上げ荷重オーバーにより、アームが破損してしまった。
2. クレーン仕様でない油圧ショベルで吊上げ作業を行い、アームが曲がってしまった。
3. 油圧ショベルで作業中、バケットを自機のガラスにぶつけ破損してしまった。
4. 現場で鍵をつけたまま油圧ショベルを保管中、盗難されてしまった。
5. 油圧ショベルのバケットで杭打ち作業を行い、シリンダーが曲がってしまった。

賠償責任サポート〈動産サポート付帯サービス〉

【賠償責任サポート】

レンタル機械使用中における第三者へ損害を与え、法律的に損害賠償請求が発生した際、その賠償金をサポートいたします。(但し、お客様及びお客様の現場において同様の保険に加入されている場合には、お客様の保険を優先させていただきます。)

対象機種	サポート内容	お客様負担金
油圧ショベル、クローラダンプ、 タイヤショベル、ブルドーザー、 発電機、グレーダー、タイヤローラー、 マカダムローラー 【注意】一部軽機械、アタッチメント単品レンタル中の事故については対象外。	対人 1名1億円 /1事故3億円 対物 1事故2,000万円 お客様がオペレーションミス等により人を死傷させたり、物を破損した等、法律上の賠償責任が発生した時、お客様が負担する損害賠償金をサポートいたします。 【注意】示談につきましては、弊社と相談の上、お客様が進めていただきます。示談代行はありません。	1事故につき 10万円

* サポート対象事故

レンタル機械での作業中の操作ミスが原因で、第三者に発生した損害により負担すべき法律上の賠償責任(賠償責任サポートで定める範囲内)をサポートいたします。

《注意1》お客様において同様の保険に加入されている場合、お客様の保険を優先させていただきます。

《注意2》人身事故の場合、労災保険や労災上乗せ保険(傷害保険等)の適用を優先してください。

《注意3》示談につきましては、必ず弊社とご相談の上、お客様が進めていただきます。

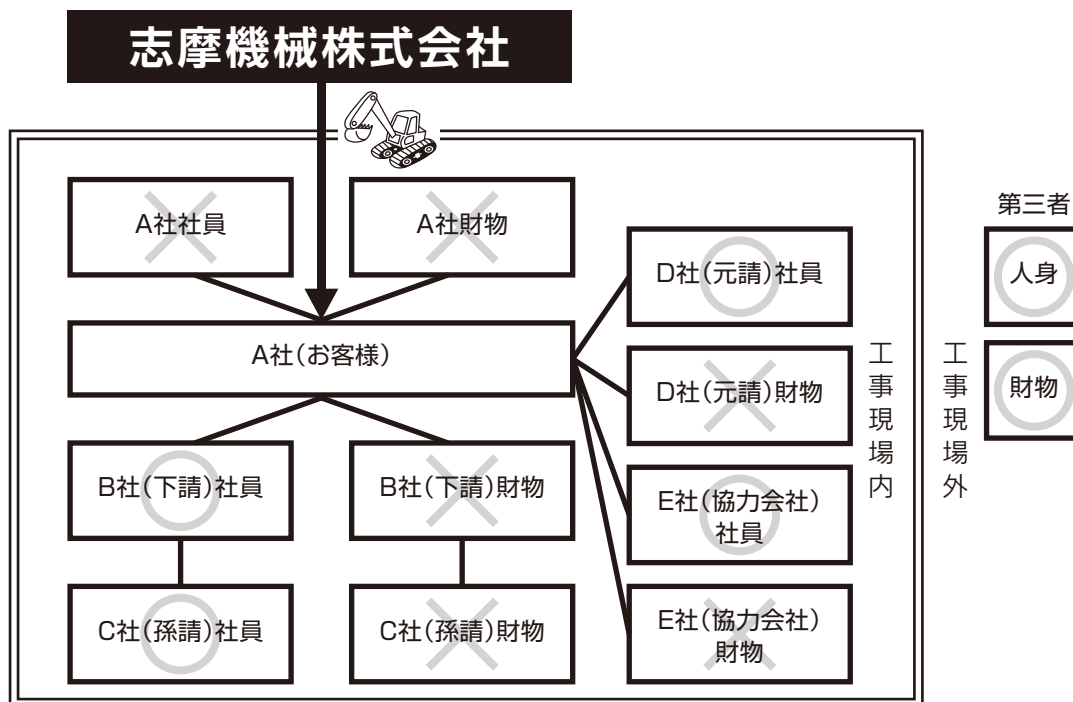
弊社へ届出無しに示談された場合、サポートできない場合がございます。

= サポート対象事故例 =

1. 油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
2. 油圧ショベルで旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけ破損させてしまった。
3. ブルドーザーで作業中、操作を誤って下請け人にケガを負わせてしまった。
4. クレーンで旋回中、誤って電線に触れ、切断してしまった。



＊ 賠償責任サポートの適用範囲解説



《注意》人身事故の場合、労災保険や労災上乗せ保険(傷害保険等)の適用を優先してください。

上図において適用される範囲(志摩機械からA社へ機械をレンタルした場合)

オペレーター	適用範囲	
	人身(従業員)	財物(会社所有)
A社 社員	B・C・D・E (A社社員以外)	第三者の財物のみ(A～Eは全て対象外)
B社 社員	A・C・D・E (B社社員以外)	
C社 社員	A・B・D・E (C社社員以外)	
D社 社員	A・B・C・E (D社社員以外)	
E社 社員	A・B・C・D (E社社員以外)	

上記例：

- ① A社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。 × 対象外
- ② A社のオペレーターがB社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。 ○ 対象
- ③ A社のオペレーターがA社の自動車を、油圧ショベルで破損させてしまった。 × 対象外
- ④ A社のオペレーターがB社の自動車を、油圧ショベルで破損させてしまった。 × 対象外
- ⑤ B社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。 ○ 対象
- ⑥ A社のオペレーターが志摩機械の機械で、A社が志摩機械以外からレンタルした機械を破損させてしまった。 × 対象外
- ⑦ A社のオペレーターが志摩機械の機械で、B社が志摩機械以外からレンタルした機械を破損させてしまった。 × 対象外

* 主なサポート対象外事故

※ 12ページ「レンタル総合サポート制度主なサポート対象外事故(共通)」参照。

サポート内容	主なサポート対象外事故
賠償責任サポート	<ol style="list-style-type: none"> 1. 賠償責任サポートにて取り決めている賠償額を超える分の損害。 2. 事故を起こした人と死傷した被害者が父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合。 3. 加入者の会社及び同じ現場内の他社(下請・元請・施主等)が所有・使用・管理する財物に生じた損害。(注7) 4. 加入者の請負っている工事対象物そのものの損害。(建築中の建物を破損した等) 5. 加入者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害。 6. 地下工事、基礎工事または土地の堀削工事に伴う、 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れによる土地の工作物(収容物等含む)、植物及び土地の損壊について負担する損害賠償責任。 (イ) 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物、その収容物もしくは土地の損壊について負担する損害賠償責任。 (ウ) 地下埋設物(ガス管・水道管等)に対して負担する損害賠償責任。 (場合によってはサポート対象となるケースもございますのでご連絡ください。) 7. ナンバープレートが付いていない建設機械等での公道自走中の事故。 8. 重大な法令違反によって生じた損害。 9. 海、河川へのオイル等の流出による損害。 10. アスベスト・発がん性物質・汚染物質の排出による損害。 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注7) 【注意】「会社が所有・使用・管理する財物」には、その社員が所有・使用・管理する財物も含まれます。</p>

= サポート対象外事故例 =

1. 油圧ショベルで作業中、誤ってオペレーターと同じ会社の社員をケガさせてしまった。
2. ブルドーザーで作業中、誤って自社の発電機にぶつかり破損させてしまった。
3. 油圧ショベルで公道を自走中、車と衝突し、相手の車が大破してしまった。
4. 油圧ショベルが転倒し、作業現場前のレストランの入口をふさいでしまい、休業損害を求められた。
5. 油圧ショベルで下請けのダンプに残土の積み込みを行っていた際、誤ってダンプのボディを破損させてしまった。

レンタル総合サポート制度 主なサポート対象外事故 (共通)

1. 「レンタル総合サポート制度」に加入されていない場合。(サポート料を納めてもらえない、お客様負担金を納めてもらえない場合も含まれます。)
2. レンタル総合サポート制度の対象となる方の業務に従事中の使用人に対する損害。
3. レンタル総合サポート制度の対象となる方と他人との間に損害賠償に関する特別の約定或いは取り決めがある場合、その約定或いは取り決めにより加重された賠償責任。
4. 無断で転貸し、発生した損害。
5. 故意、重大な過失または、無免許運転、飲酒運転・薬物乱用等重大な法令違反による損害。
6. 不誠実行為(詐欺・横領等)により発生した事故。
7. 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺行為または犯罪行為。
8. 差押え・徴収・没収・破壊等、国又は公共団体等の公権力の行使によって生じた損害。
9. じんあい・騒音・核汚染等によって生じた損害。
10. 地震・噴火・津波等によって生じた損害。
11. 置き忘れ・紛失等による損害。
12. 事故に関わる間接損害。(注8)
13. 常時地面に接する部分の損害。
14. 燃料物質等により生じた損害や傷害。
15. 自然の消耗・劣化・さび・かび・変質・変色等による錆損害。(潮風や波しぶき等の損害による錆損害も含まれます。)
16. レンタル機械及び車両を無断で改造又は装置取り付け等を行った場合や、行った事による事故の損害。
17. 弊社の「建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書」の条項に違反して使用された場合による事故。
18. 車両系運転技能終了資格・運転免許証を有しない者の運転操作による事故の損害。(P15参照)
19. 事故発生時の連絡が遅延した時、「レンタル総合サポート制度」のサポートが受けられない場合があります。(事故発生日より人身が2日以内、物損が10日以内)
20. 日本国外で発生した事故。

など

(注8) 事故発生時のレンタル機械及び車両の入替費用、代替レンタル機械及び車両のレンタル料金、事故レンタル機械及び車両修理期間の休業損害費用や、事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等。

サポートできない事故例(図解)

動産サポート・ 自動車サポート

電気、機械的
事故によるもの。

お客様の不注意による
エンジン焼付け等



動産サポート・ 自動車サポート

故意、または
重大な法令違反に
起因する損害。

わざと壊した



動産サポート

錆・変質・変色。

動産サポート

地震、噴火、津波、
による損害。

動産サポート・ 自動車サポート

消耗部品単体の
破損。



動産サポート

紛失・置き忘れに
よる損害。

ポンプが川に
流されて見つからない。



賠償責任サポート

オペレーターと
人身事故被害者が
同じ勤務先の場合。

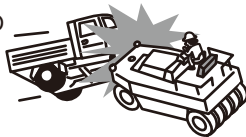
A社のオペレーターが
A社の従業員を誤って
ケガをさせた。



賠償責任サポート

ナンバー無し建機での
公道走行中に
おける賠償事故。

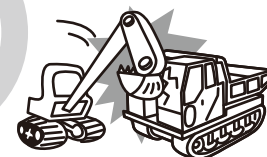
公道自走中の事故



賠償責任サポート

自分の所有・使用・
管理物の損害。

A社にレンタルした
機械でA社の機械を
破損した



動産サポート・ 自動車サポート

飲酒・無免許・
無資格等での
使用または運転。



動産サポート・ 自動車サポート

不誠実行為・詐欺・
横領による損害。



万一事故が起こったときは

(1) まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

(2) 路上等の危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動させて下さい。又、物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行って下さい。

(3) 警察へ事故の届出を

- ①事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。)
- ②盗難事故(車両・機械等)の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をして下さい。
- ③その他公官庁への届出が必要な場合は所定の届出をして下さい。

(4) ただちに弊社営業所までご連絡を

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡下さい。

- ①事故発生の日時
 - ②事故発生の場所
 - ③お客様の氏名・住所・連絡先(TEL、FAX、担当者名) 運転者氏名・お客様との関係・免許内容・事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容及び程度。
 - ④事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度等も)
 - ⑤相手の住所、氏名、会社名、電話番号等
(物損事故)…車両損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
(人身事故)…ケガの内容、病院名、電話番号
 - ⑥搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号
- ※人身事故の場合は、特に被害者の方へのお見舞いをして下さい。

ご注意!!

当事者間での示談交渉は、絶対になさらないようお願いします。万一、当事者間で示談交渉をされてしまわれた場合、サポート対象外となる可能性がございます。又、サポート対象となった場合でも、示談内容の全てをサポートできるとは限りませんのでご注意ください。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願いします。

資格一覧表

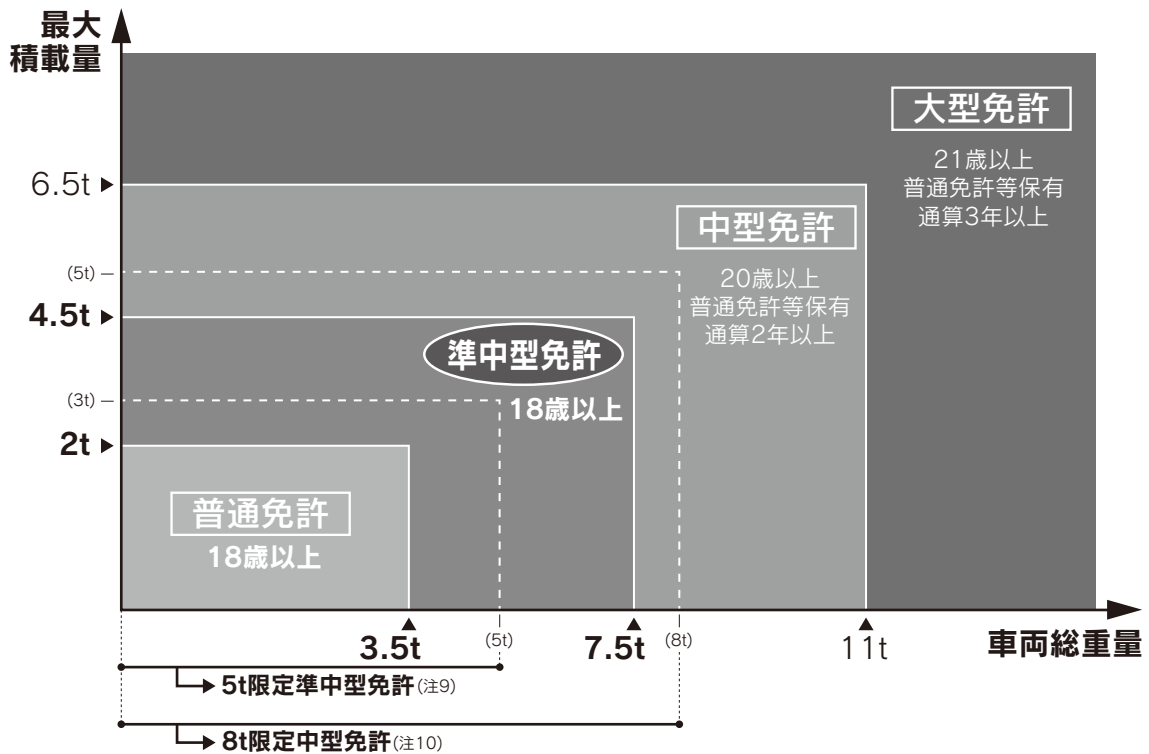
機械名	区分	公道走行の 運転資格(免許)	作業装置操作資格及び教育講習内容	
油圧ショベル	機体重量3t未満		車両系建設機械 (整地、運搬、積込、掘削)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械 (整地、運搬、積込、掘削)	技能講習
ホイールローダ (0.2~1.1)	機体重量3t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上 (白ナンバー) 大型特殊	車両系建設機械 (整地、運搬、積込、掘削)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械 (整地、運搬、積込、掘削)	技能講習
ブルドーザー	機体重量3t未満		車両系建設機械 (整地、運搬、積込、掘削)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械 (整地、運搬、積込、掘削)	技能講習
ローラー		(緑ナンバー) 小型特殊以上 (白ナンバー) 大型特殊	ローラの運転の業務	特別教育
クローラダンプ ホイールキャリア	最大積載1t未満		不整地運搬車	特別教育
	最大積載1t以上		不整地運搬車	技能講習
フォークリフト	最大荷重1t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上 (白ナンバー) 大型特殊	フォークリフトの運転	特別教育
	最大荷重1t以上		フォークリフトの運転	技能講習
高所作業車	作業床の高さ 10m未満	中型免許以上 (スカイマスター・ リフトトラック)	高所作業車の運転	特別教育
	作業床の高さ 10m以上		高所作業車の運転	技能講習
クレーン付トラック クローラクレーン	最大吊上 1t以上 5t未満	中型免許以上 (クレーン付トラック)	小型移動式クレーンの運転 (玉掛)	技能講習
ブレーカー	3t未満		車両系建設機械(解体用)	特別教育
	3t以上		車両系建設機械(解体用)	技能講習

免許制度の変更による貨物車(トラック)の免許区分

* 平成29年3月12日より、「準中型免許」が新設された新免許制度がスタート

新免許制度のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5トン以上7.5トン未満のトラックを対象として「準中型免許」を新設。 ・ 「準中型免許」は、基礎的免許として18歳で普通免許がなくても取得が可能。 ・ 現行「普通免許」保有者は自動的に「5トン限定準中型免許」に移行。 ・ 新「普通免許」では、車両総重量3.5トン未満かつ最大積載量2トン未満の車両のみ運転可能。

* 新たな免許区分による車両総重量と最大積載量



“普通免許”の取得時期により、運転できる車両が異なりますのでご注意ください。

“普通免許”を取得した時期	運転できる車両
平成29年3月12日以降に取得	車両総重量3.5トン未満かつ最大積載量2トン未満の車両
(注9) 平成19年6月2日～平成29年3月11日に取得	車両総重量5トン未満かつ最大積載量3トン未満の車両
(注10) 平成19年6月1日以前に取得	車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満の車両

ご注意

1. **「レンタル総合サポート制度」は加入されたお客様のみサポートされます。**
2. 「レンタル総合サポート制度」はレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています。
3. 現場状況等により、「レンタル総合サポート制度」の加入をお受けいたしかねる場合があります。
4. お客様負担金とは、事故発生時にお客様にご負担頂く金額です。
5. 警察、その他監督官庁の証明書が必要な場合がありますので、車両での人身・対物事故は必ず届け出て下さい。届出を怠った場合、サポート対象とならないことがあります。
6. 盗難事故の場合、警察が「盗難事故」として扱っていることがサポートの条件です。
7. 事故発生時はただちに弊社にご連絡下さい。遅れるとサポートできない場合があります。
8. **賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承諾を必要といたします。**万一、弊社の承諾なく当事者間の和解等によって決められた賠償金の請求に対してのサポートはいたしかねます。
9. 貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
10. 弊社の承諾なしになされた修理代にかかる費用はお支払いできない場合があります。
11. 各サポート制度のサポート内容を超える部分についてはお客様のご負担となります。
12. サポート内容に、休業損害は含まれておりません。
13. **レンタル機械及び車両の修理につきましては、弊社指定工場とさせていただきます。**
14. 「レンタル総合サポート制度のご案内」に記載されている各規定は主な事例を挙げたものであり、その他については弊社の規定に準じるものとします。
15. 「レンタル総合サポート制度のご案内」は、2018年1月1日に改定されたものです。
又、この「レンタル総合サポート制度のご案内」は、予告無く内容を変更する場合がございます。

この「レンタル総合サポート制度」に関するお問合せは各営業所
営業担当者へお問合せ下さい。